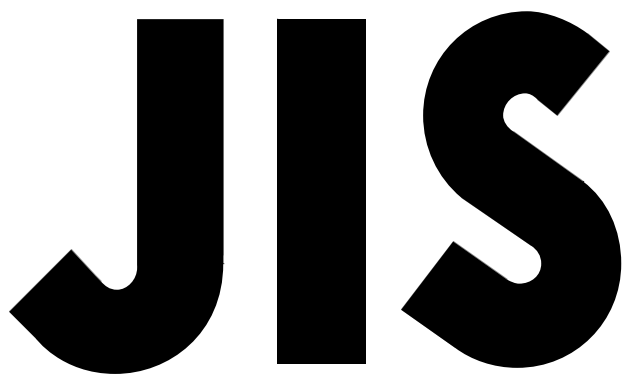




産業用 X 線 CT 装置一用語

JIS B 7442 : 2013

(AIST)

平成 25 年 11 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 機械要素技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	高 増 潔	東京大学
(委員)	相 羽 繁 生	株式会社東郷製作所（一般社団法人日本ばね工業会）
	市 川 直 樹	独立行政法人産業技術総合研究所
	大 橋 宣 俊	日本ねじ研究協会
	高 辻 利 之	独立行政法人産業技術総合研究所（東京電機大学）
	田 淵 宏 政	一般社団法人日本バルブ工業会
	千 葉 誠	一般社団法人日本フルードパワー工業会
	遠 山 史 雄	一般社団法人日本ベアリング工業会
	堀 功	日本工具工業会
	宮 島 義 嗣	大阪機工株式会社（一般社団法人日本工作機械工業会）

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 25.11.20

官 報 公 示：平成 25.11.20

原 案 作 成 者：独立行政法人産業技術総合研究所

（〒305-8568 茨城県つくば市梅園 1-1-1 つくば中央第 2 本部情報棟 TEL 029-862-6221）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

審議専門委員会：機械要素技術専門委員会（委員長 高増 潔）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 分類	1
3 用語及び定義	1
解 説	23
索 引	26

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人産業技術総合研究所（AIST）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

産業用 X 線 CT 装置—用語

Industrial X-ray CT systems—Vocabulary

1 適用範囲

この規格は、産業用 X 線 CT 装置及びその応用に関する主な用語及び定義について規定する。

2 分類

産業用 X 線 CT 装置及びその応用に関する用語の分類は、次による。

a) 共通及び一般用語

1) 放射線及び CT 一般用語

2) CT 性能関連用語

b) 線源系用語

c) 検出系用語

d) 走査系用語

e) 再構成系用語

f) 表示解析系用語

g) アーチファクト系用語

注記 1 番号は 4 桁とし、1000 の位の数字は大分類を表し、100 の位の数字は細分類を表す。共通及び一般用語の放射線及び CT 一般用語は 0001 から、同じく共通及び一般用語の CT 性能関連用語は 0101 から、線源系用語は 1001 から、検出系用語は 2001 から、走査系用語は 3001 から、再構成系用語は 4001 から、表示解析系用語は 5001 から、アーチファクト系用語は 6001 からの番号で表す。

注記 2 用語は、分類ごとに基本的な用語から並べ、関連度合いが高いものをまと（纏）めるように配列している。

注記 3 一つの用語欄において二つ以上の用語を併記してある場合には、先に記載してある用語を優先して使用する。

3 用語及び定義

主な用語及び定義は、次による。

注記 対応英語は、参考として示す。